岐阜市告示第396号

要措置区域の公示について

土壌汚染対策法第6条第5項の規定により、下記のとおり要措置区域を解除した旨、告示します。

令和8年10月21日

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

記

1　解除理由

土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合するため。

2　解除区域

岐阜市北一色10丁目3番2、3番11の一部、3番12の一部
（別添のとおり）

3　当該要措置区域において指定基準に適合する特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

4　講じられた実施措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

○要措置区域周辺の地図　　別添



要措置区域の位置図

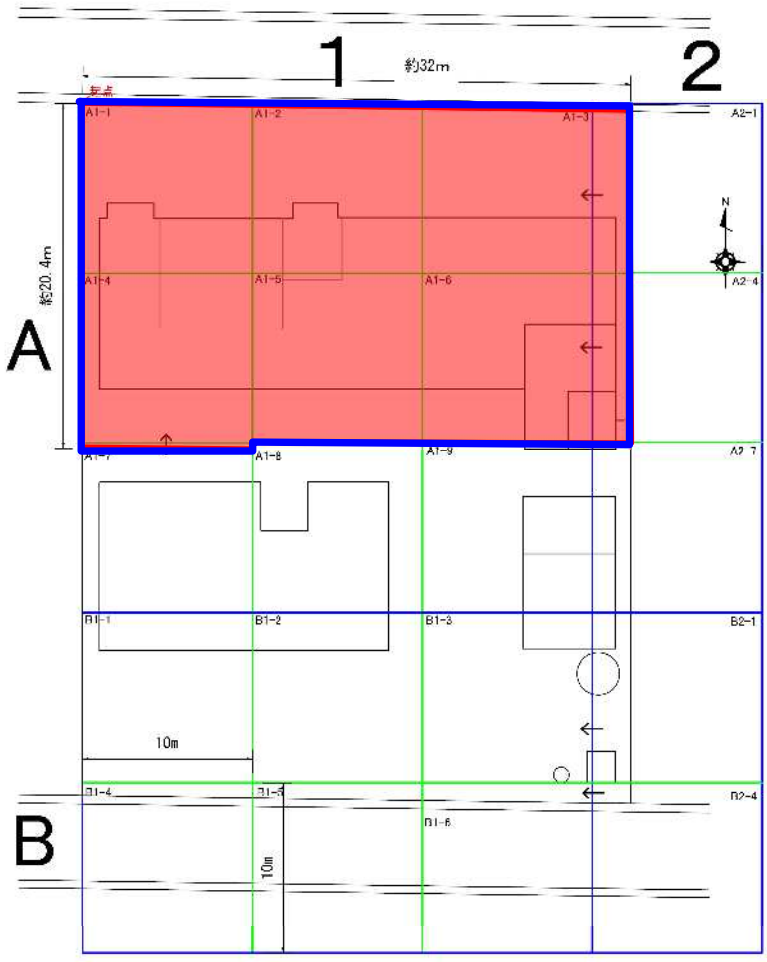

：要措置区域　：解除された要措置区域（全部解除）